

公立大学法人新潟県立大学第3期中期目標・中期計画の策定について

1 中期目標について

中期目標は、地方独立行政法人法に基づき、設立団体である県が公立大学法人新潟県立大学に指示する業務運営に関する目標

第2期中期目標の期間は2015年度から2020年度までの6年間であったため、2021年度から2026年度までの第3期中期目標を策定する必要があるもの

2 第3期中期目標策定の基本的な考え方

第2期の基本的な方向性は維持しつつ、第2期の実績や社会情勢を踏まえるとともに、評価委員会の意見、包括外部監査、認証評価等の課題となっている事項について一層の取組を促し、大学の質がより高まる業務運営を法人に求める。

<見直しのポイント>

- 国際経済学部を設置
- 大学院の魅力向上
- 県内就職の促進
- リカレント教育の充実強化
- 初等中等教育機関との連携推進

3 中期計画について

中期計画は、上記中期目標を達成するために法人が策定する6年間の計画

4 策定スケジュール

時 期	中期目標	中期計画
8月	・評価委員会で素案審議 →案作成	・評価委員会で素案審議
9月	・パブリックコメント実施 →結果、意見なし	
10月	・評価委員会で案審議 →知事へ意見提出 ・法人へ意見聴取 →結果、法人意見なし	・評価委員会で素案審議 →案作成
12月	・議会へ提案→議決 ・法人へ指示	
2月		・法人が県へ認可申請 ・評価委員会で案審議 →知事へ意見提出
3月		・県が中期計画認可